

65歳以上の皆さんへ

4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業(総合事業)

が始まります



■ 問合せ 健康福祉課介護保険グループ ☎74-3001

介 護保険制度の改正により、高齢者の介護予防と自立支援のため「介護予防・日常生活支援総合事業（通称 総合事業）」をすべての市町村で実施します。

「総合事業」では65歳以上のすべての方を対象とする事業を「一般介護予防事業」として行います。

また、これまで介護保険制度の「要支援1・2」に認定された人を対象としてきた「訪問介護（ホームヘルパー）」

総合事業とは
4月から始まる洞爺湖町の

と「通所介護（デイサービス）」を「介護予防・生活支援サービス事業」として総合事業に移行します。

洞爺湖町では、総合事業の移行にあたって、現行のサービスのみの導入となり、現行の指定介護予防サービス事業所によるサービスに変更はなく、これまでの料金でこれまでのサービスが受けられます。そのほか、地域の実情に応じ、高齢者の皆さんのニーズに合った多様な介護予防と生活支援サービスを提供できるようになり、現在その整備を進めています。

積極的な介護予防

ただ年を重ねても、住み慣れた地で、いつまでもいきいきと安心して暮らし続けたいためには、高齢者自身が社会での「役割」や「生きがい」を持つことが重要です。そのためには、地域づくりや趣味の場に積極的に参加するなど活動的でありのある生活を過ごし、介護が必要な状態にならないよう、意識的に予防することが大切です。

これまでとどのように変わるの？

平成29年3月まで		平成29年4月から	
介護給付 (要介護1~5)		介護給付 (要介護1~5)	
介護予防給付 (要支援1・2)	・通所リハビリ (デイケア) ・訪問看護 ・福祉用具貸与 など	介護予防給付 (要支援1・2)	・通所リハビリ (デイケア) ・訪問看護 ・福祉用具貸与 など
	・訪問介護 (ホームヘルパー) ・通所介護 (デイサービス)	総合事業	介護予防・生活支援 サービス事業 ・訪問型サービス 訪問介護 ・通所型サービス 通所介護

変更なし → 変更なし → 移行します
料金・内容などは変わりません

一般介護予防 事業とは

■ 対象
65歳以上のすべての高齢者

■ 内容
地域において介護予防に向けた様々な取り組みを行い、介護が必要とならないよう予防します。

- ・介護予防教室 (げんきクラブ)
- ・介護予防講演会
- ・介護予防健診
- ・老人クラブ・地域サロンでの介護予防に関する活動支援 など



事業の枠組みが変わる以外大きな変更はありません。介護予防給付(要支援1・2)のうち訪問介護・通所介護が、「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」に移行します。現在サービスを利用している人は、次の認定の有効期間開始月のサービスから移行となります。